(趣旨)

第1条 この申合せは、三重大学医学部附属病院受託実習生取扱規程第7条の規定に基づき、 薬剤師の養成を目的とする薬系大学(以下「大学」という。)の薬学部学生を対象とした三 重大学医学部附属病院(以下「本院」という。)で実施する病院実習(以下「実習」という。) について必要な事項を定める。

(実習の実施方法)

第2条 実習は、「実務実習モデル・コアカリキュラム」(文部科学省「薬学教育の改善充実 に関する調査研究協力者会議」)に基づき、本院が策定した実習カリキュラムにより実施す るものとする。

(実習生の健康状態)

- 第3条 大学は、実習開始前に実習生の健康状態を記載した書類を本院に提出するものとする。
- 2 本院は、実習の実施にあたって、実習生の健康状態に問題が生じた場合は、大学と協議 の上、当該実習生の実習を中断または中止することができるものとする。

(実習生への規則遵守の徹底)

第4条 大学は、実習開始前に本院が定めた諸規則、心得等を遵守し、かつ実習指導者の指示に従うように実習生を指導するものとする。

(個人情報,秘密及びプライバシー(以下「個人情報等」という。)の保護)

- 第5条 本院及び大学双方は、実習の実施にあたって、患者情報をはじめとする本院が保有する個人情報等及び実習生の個人情報等の漏えいなどが生じないように、個人情報等の適正な管理をおこなうものとする。
- 2 大学は、実習生に対し、個人情報等の取扱いについて説明文書をもって周知徹底し、大学と実習生との間で個人情報等の保護に関する誓約書を取り交わすものとする。
- 3 大学は、本院の求めがある場合、前項の説明文書及び誓約書を開示するものとする。
- 4 大学は、実習生に対し、実習終了後も個人情報等の保護を徹底するよう指導監督するものとする。
- 5 本院は、実習終了後も実習生の個人情報等の適正な管理をおこなうものとする。
- 6 本院及び大学双方は、実習の実施にあたって知り得た他人の個人情報等について適正な管理をおこなうものとする。

(個人情報等の保護状況の報告及び調査)

- 第6条 大学は、実習中及び実習終了後の個人情報等の保護状況について、本院から報告の 求めがある場合、遅滞なくこれに応じるものとする。
- 2 本院は、大学に対し、実習中及び実習終了後の個人情報等の保護状況について、確認の ための調査をおこなうことができるものとし、大学は、正当な理由がある場合を除き、こ れに協力するものとする。

(法人機密情報の保護)

- 第7条 この申合せにおける、本院の「法人機密情報」とは、以下の情報をいう。
  - 一 本院の経営及び事業運営に関する情報で公知でないもの
  - 二 公知であっても、第三者に提供されることによって本院の権利利益が損なわれるおそ れのある情報
- 2 大学は、実習の実施にあたって、本院の法人機密情報の漏えいなどが生じないように、 法人機密情報の管理について実習生に適切な指導をするものとする。
- 3 本院の法人機密情報の保護に関する取扱いについては、第5条及び前条の規定を準用する。

(実習の中止)

第8条 本院は、実習生が以下に示す事項に該当すると判断した場合は、大学と協議の上、 当該実習生の実習を中止させることができるものとする。

- 一 本院の定める諸規則、心得等に違反した場合
- 二 本院の施設内の秩序あるいは規律を乱す事由があると認めた場合
- 三 個人情報等の保護に関して問題があった場合
- 四 本院の法人機密情報の保護に関して問題があった場合
- 五 実習生の実習態度の不良などにより実習の目的を果たし得ないと判断した場合
- 六 本院による実習指導の継続が不可能となった場合
- 七 本院と実習生との間に解決しがたい問題が発生した場合
- 2 前項の規定により実習を中止した場合,大学が既に支払った受託実習料については,返還しない。ただし,前項第6号または第7号の理由により実習の継続が不可能になった場合は,本院及び大学が協議の上,解決するものとする。

(実習生の疾病および傷害)

第9条 実習生の実習期間中における疾病及び傷害,または実習後に生じた実習を原因とする疾病及び傷害については、本院の故意または重大な過失による場合を除き、大学の責任において対処するものとする。

(損害賠償)

第10条 実習生の故意または過失により、本院に事故、器物破損、個人情報等及び本院の 法人機密情報の漏えいその他の損害を与えた場合は、大学は実習生と連帯してその賠償責 任を負うものとする。

(第三者損害賠償)

- 第11条 実習生の故意または過失により、本院以外の第三者に人的または物的損害を与え、 当該第三者と本院との間で損害賠償責任を問われる紛争または訴訟が発生した場合は、大 学は、その当事者として誠意をもってその対応にあたるとともに、実習生と本院及び大学 が連帯して当該第三者に対する賠償責任を負うものとする。
- 2 前項の賠償負担の割合および求償については、本院及び大学が協議の上決定するものとする。

(雑則)

第12条 この申合せに定めない事項及び申合せ条項に疑義が生じた場合は、本院及び大学 が協議の上解決するものとする。

附則

この申合せは、平成22年4月1日から実施する。